

令和7年度

第12回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和8年3月26日(木)

令和7年度第12回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年3月26日(木) 10:00~11:00

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

<u>農業委員</u>	<u>会長</u> 松木会長	<u>1番</u> 高橋委員	<u>2番</u> 上原委員
	<u>3番</u> 猪俣委員	<u>5番</u> 荒川委員	<u>6番</u> 荻野(信)委員
	<u>7番</u> 加藤委員	<u>8番</u> 高橋委員	<u>9番</u> 小宮委員
	<u>10番</u> 松井委員	<u>11番</u> 荻野(武)委員	<u>12番</u> 中戸川委員
	<u>13番</u> 横山委員	<u>14番</u> 笹尾委員	

傍聴人等 傍聴人 0人

事務局 佐野局長 佐草局長代理 廣野主管 三浦主事

報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第5号 非農地証明について
- 報告第6号 生産緑地地区の取得あっせんについて

議 事

- 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第70号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 議案第71号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について
- 議案第72号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について
- 議案第73号 令和9年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び
令和9年度県農地等利用最適化の推進に関する意見について

<報告事項>

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局 議案書のとおり、1件の通知について、土地の所在地の一部と解約成立日、土地引渡日、解約事由を報告。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、8件の届出について、土地の所在の一部と相続開始年月日を報告。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、10件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、7件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第5号 非農地証明について

事務局 議案書のとおり、2件の非農地証明について、土地の所在の一部と利用状況を報告。

報告第6号 生産緑地地区の取得あっせんについて

事務局 議案書のとおり、1件の生産緑地地区の取得あっせんがあったので、希望者を募る。

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請3件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

城島市民窓口センターから東に約655mに位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 11,562.00㎡

田・・・約7反2畝

畑・・・約4反3畝

取得後経営面積 12,980.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (50代) 農業専従

配偶者 (50代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機2

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は田として管理され、経営地の田・畑いずれも適正に管理されているので問題はない。

議 長 地元委員及び事務局の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
1 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可

(2番・3番案件) ※関連する案件であるため一括で審議した。

事務局 2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

農地進入路代替地提供

(譲受人)

農地親友路代替地取得

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

神奈川県農業技術センターから南に約5mに位置

農振白地

【経営地】

経営面積 1,897.00㎡

畑・・・約1反9畝

取得後経営面積 1,974.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従

【主要農機具】

なし

3番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

進入路拡張に供するため

(譲受人)

進入路拡張のため

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

神奈川県農業技術センターから南に約5mに位置

農振白地

【経営地】

経営面積 7,255.00㎡

畑・・・約7反2畝

取得後経営面積 7,286.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (90代) 農業専従

子 (60代) 農業専従

【主要農機具】

なし

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
両案件の申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 これらの案件は、進入路拡張に伴う所有権移転及び代替地の取得・提供であるが、各申請地は適正に管理され、それぞれの譲受人の営農状況についても問題はない。

議 長 地元委員及び事務局の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
2番・3番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可

議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請2件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

市立神田中学校から西に約290m、田村けやき公園から南西に約460mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

市立神田中学校から西に約290m、田村けやき公園から南西に約460mに位置し、幅員4m以上の前面道路に2管（上水管、下水管）が埋設されている。

東側は宅地・農地、西側は水路、南側は宅地・雑種地、北側は道路。

【利用計画】

出入口は北側道路からの計画。

申請地は砕石にて転圧し、出入口部分はコンクリート敷とする。

申請地西側の水路及び南側の雑種地との境は単管・鋼板を新設し、その他は既存コンクリートブロックにより被害防除を図る。

雨水は申請地内自然浸透処理。

水利土木組合及び隣接農地所有者の同意済。

【申請理由】

譲受人は自動車販売業を営んでいるが、現在使用している駐車場及び本社倉庫が手狭となり、安全性の確保や業務効率の面で支障が生じている。このため新たな駐車場を検討していたところ、申請地は本社社屋から約600mと近く、必要な面積を確保できることから事業運営上の適地であると判断し、転用申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は駐車場不足を解消するため、駐車場として転用するもの。申請地は砕石にて転圧し、出入口部分はコンクリート敷とし、周囲については既存のコンクリートブロックに加え、新設の単管・鋼板による被害防除を図る計画であることから、周辺農地への影響はないと思われるので、転用について問題はない。

議 長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2番案件)

事務局

2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

車両置場

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

下島自治会館から北西に約150mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんし、農地の広がり30アールに満たない。

東側は道路、西側は雑種地、南側は雑種地、北側は道路。

【利用計画】

出入口は東側道路からの計画。

申請地は碎石にて転圧とする。

雨水は申請地内自然浸透処理。

水利土木組合の同意済。

【申請理由】

譲受人は自動車運送業を営んでおり、現在使用している駐車場(下島1022-4)が手狭となっていることから、安全面や業務効率の改善及び今後の事業拡大を見据え、新たな駐車場を検討していた。申請地は既存駐車場にも近く、必要な面積を確保できるため、事業運営上の適地と判断し、転用申請するもの。

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は事業拡大に伴う駐車場不足を解消するため、駐車場として転用するもの。申請地周辺は駐車場や新幹線用地で農地はなく、碎石転圧のうえ雨水は自然浸透処理とする計画であることから、周辺への影響はないと思われるので、転用について問題はない。

議長

事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可相当(意見を付して県知事へ進達)

議案第70号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、1件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、適正に管理されているので問題はない旨を報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第71号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について

議 長 引き続き特定貸付を行っている旨の証明、1件について、事務局に説明を求める。

事 務 局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び借受人並びに農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地 元 委 員 1番案件について、適正に管理されているため、問題はない旨を報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、これより採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第72号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

- 議 長** 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計3件について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局** 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の各要件を満たしている旨も報告。
- 議 長** 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長** 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結 果** 異議なしで議決される。⇒承認

**議案第73号 令和9年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び
令和9年度県農地等利用最適化の推進に関する意見について**

議 長 令和9年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和9年度県農地等利用最適化の推進に関する意見について事務局に説明を求める。

事 務 局 項目（1）の「かながわ農政の推進」
項目（2）の「農地利用の最適化の推進」について説明する。

議 長 事務局の説明を踏まえて、質問があるか問う。

A 委員 「荒廃農地の適正化」の理由として記載されている「農協、農業委員は農地の適正化をする技術、資本、労働力がある。これを行わせれば荒廃農地は減少する。害虫の発生の源を減少させること。」とはどのような意味か。

B 委員 農業委員が荒廃農地を管理するべきという趣旨である。

事 務 局 荒廃農地の適正化における害虫対策について、農協や農業委員という名称を直接記載せず、鳥獣被害に関する意見・要望事項に加えるよう提案する。

C 委員 「荒廃農地の適正化」について、「行政が農地の交換や分合、集約を進める組織をたちあげること」の理由に含めてはどうか。

事 務 局 そのように対応することを提案する。

議 長 一部修正を加え原案どおり、決定することに異議がないか問う。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、一部修正を加え原案どおり決定する。

以上をもって閉会する。

(11時00分 閉会)

以上の会議の経過を記載し、確認したため署名いたします。